

## 不足額給付 I (対象例になりうる例)

(例3)

令和6年度分個人住民税の修正申告等により、個人住民税所得割が減少した場合  
例) 課税者・妻・子(2人)の4人世帯の場合

### 令和6年度 調整給付時

### 令和6年度 不足額給付時

令和6年分推計所得税	60,000
所得税定額減税可能額	120,000
減税しきれない額 (①)	60,000
令和6年度分個人住民税所得割額	40,000
個人住民税定額減税可能額	40,000
減税しきれない額 (②)	0
令和6年度調整給付額 (①+②)	60,000
↓ 1万単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額 (③)	<b>60,000</b>

令和6年分所得税(実績)	60,000
所得税定額減税可能額	120,000
減税しきれない額 (④)	60,000
令和6年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	40,000
減税しきれない額 (⑤)	10,000
本来給付すべき額 (④+⑤)	70,000
↓ 1万単位で切り上げ	
本来給付すべき額 (⑥)	<b>70,000</b>

所得税定額減税可能額 = (本人+扶養親族数) × 3万円  
個人住民税定額減税可能額 = (本人+扶養親族数) × 1万円

差額⑥-③の**10,000円**を不足額として給付  
※端数は1万円単位で切上げ

\*令和6年度分個人住民税は、令和5年中の所得等を基に算定するため、変動しません。